

## 議 事 概 要

### ◎ 委員会の所管事務に係る調査について

(資料「健康福祉常任委員会所管事務調査における参考人等の希望まとめ」参照)

- ・ 前回の代表者会議の決定（児童虐待防止をテーマに参考人を招致し意見聴取等を実施）に基づき、あらかじめ各会派に参考人の希望等について意向を確認。
- ・ 児童虐待防止は取組が広範囲に及ぶため、調査の範囲を絞り込んでどうかとの意見があったことから、まずは「児童相談所のあり方と現場の実情」に焦点を絞り、①子ども家庭センターの取組みや課題などについて執行部局から説明を聴取、②本件に対する有識者を参考人として招致し、意見聴取及び質疑を実施することで各会派了承。

### ◎ 委員会の運営について

#### 1 委員協議会

##### (1) 開会日時

- ・ 執行部から説明を聴取するための委員協議会を8月26日（月）午前11時から開会することで各会派了承。

#### 2 参考人招致

##### (1) 参考人候補者

- ・ 維新から推薦があった、こども家庭庁参与の辻由起子氏から委員会で意見聴取、質疑を行うことで各会派了承。

##### (2) 参考人招致の日程

- ・ 委員協議会と同日の、8月26日午後1時から意見聴取・質疑を行うことで各会派了承。

##### (3) 説明聴取時間及び質疑時間等

- ・ 参考人からの意見聴取時間は概ね40分、質疑時間は次のとおりとすることで各会派了承。
- ・ 会派ごとに持ち時間を配分
- ・ 答弁時間を含めて、維新30分、公明20分、共産14分
- ・ 質問順位については、多数会派順の輪番制。
- ・ 質問通告者は、8月20日（火）までに事務局へ連絡。

##### (4) 質疑の範囲

- ・ 参考人の発言の範囲内。

##### (5) 理事者の取扱い

- ・ これまでの事例を踏まえ、関係理事者から傍聴の申し出があれば、これを許可。
- ・ 委員及び参考人から、理事者に対して発言を求めることは不可。

※ 委員協議会及び委員会の開会日時について、次のとおり変更することを持ち回り代表者会議で協議（了承）。

- ・ 委員協議会：8月26日午前11時 ⇒9月9日午後1時
- ・ 委員会：8月26日午後1時 ⇒9月9日午後2時